令和７年４月

相談支援センターこうどうえん

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（及び児童福祉法）に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

１．事業者 2
２．事業所の概要 2
３．事業実施地域 3
４．営業時間 3
5．職員の体制 3
６．事業の主たる対象とする障害の種別 3
７．当事業所が提供する相談支援事業 3
８．指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項 4
９．虐待の防止のための措置に関する事項 4
10. その他運営に関する重要事項 4
11. 苦情等の受付について 5

社会福祉法人　光道園
相談支援センターこうどうえん

当事業所は鯖江市の指定を受けています。
事業所番号 1830600274（指定特定）
1870600036（指定障害児）

1. 事業者

名称	社会福祉法人　光道園
所在地	福井県鯖江市和田町９字１－１
TEL/FAX	０７７８－６２－１２３４ / ０７７８－６２－０８９０
代表者氏名	理事長　荒木博文

2. 事業所の概要

名称	相談支援センターこうどうえん
事業者番号	1830600274（指定特定）、1870600036（指定障害児）
目的	介護給付費等の支給決定を受けた障害者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該者の依頼を受けて、支給決定に係る利用者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、当該サービス等利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者と連絡調整その他の便宜を供与すること。
事務所所在地	福井県鯖江市和田町９字１－１
TEL/FAX	０７７８－６２－２２４２ / ０７７８－６２－０８９０
管理者	堀井雅弘　　　　　　　　　　　　　　（専任・兼任）
事業の種類	指定特定相談支援（指定障害児相談支援） 平成２４年　４月　１日指定
運営方針	1　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。 2　相談支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 3　相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。 4　相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 5　親亡き後の相談（地域移行親元からの自立、発達障害に関すること）等に関するコーディネーターとして、障害のある方がより地域で暮らしやすいよう医療・保健等関係機関等との連携を行うものとする。（地域生活支援拠点事業） 6　「指定特定相談支援事業所間で一体的な管理運営を行うことで、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体で本人の意思を中心に据えた質の高いマネジメントを提供することを目的とする。 一体的に運営管理する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。 (1) 名　称　　越前町相談支援センターさざんか (2)　所在地　　福井県越前町朝日１丁目 201 (1)　名　称　　越前町社会福祉協議会　障害者相談支援センター (2)　所在地　　福井県丹生郡越前町織田 106-51-1

3. 事業実施地域

鯖江市支給決定者及び法人内入所者

4. 相談受付時間(開所時間)

開所日	月～金曜日(祝祭日及び １２ 月２９ 日～１ 月 ３ 日までを除く)
相談受付時間	９時００分～１８時００分

※ただし、夜間などを通じて緊急等の場合、下記へご連絡いただければ、当日勤務者が相談支援専門員に連絡を入れて折り返しご連絡する２４時間体制をとっています。

＊緊急連絡先　０７７８-６２-１２３４

5. 職員の体制

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

	資　格	常　勤	経験年数	業務内容
管理者　兼 主任相談支援専門員	社会福祉士・精神保健福祉士 介護支援専門員	１名（専任)	11 年	事業の管理運営 相談支援
相談支援専門員	社会福祉士・精神保健福祉士 介護支援専門員	１名（専任)	7 年	相談支援
	社会福祉士･精神保健福祉士	１名（専任)	6 年	相談支援
	社会福祉士･精神保健福祉士	１名（専任)	4 年	相談支援
	介護福祉士	１名（兼任)	2 年	相談支援
	介護福祉士	１名（兼任)	1 年	相談支援
	介護福祉士	１名（兼任)	１年	相談支援
	社会福祉士	１名（兼任)	１年	相談支援

6. 事業の主たる対象とする障害の種類

身体障害、知的障害、精神障害、厚生労働省が定める難病患者等

7. 当事業所が提供する相談支援事業

(1) サービス等利用計画の作成

利用者本人やご家族の来所による面接または訪問を行い、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画を作成します。

(2) 便宜の供与

・利用者及びその家族等とサービス等利用計画に記載の通り各事業のサービスが提供されているか、モニタリングとして経過について確認し、把握します。

・各事業のサービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行ないます。

(3) 各事業のサービス事業計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

(4) その他

(1)から(3)までに付帯するその他必要な支援を行います。

8. 指定相談支援事業にかかる利用料等に関する事項

(1) 指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため利用者の自己負担分はありません。

(2) 通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費を徴収します。（通常の事業の実施地域の境界から居宅まで片道１０円/㎞となります。）

(3) 上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。

(4) 上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証〈(2)については領収証〉を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

9. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び法人内虐待防止委員会への参画

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施及び周知

10. その他運営に関する重要事項

(1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。

(2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。

(4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から５年間保存します。

(5) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱います。

(6) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。

(7) 提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(8) 社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法８５条の規程により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。

(9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

（10） 事業所は、感染症および自然災害等有事の際は、相談支援センターこうどうえん事業継続計画（BCP）に沿って対応する。

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、サービス等利用計画に作成に関するご相談、ご利用者様の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

＜苦情受付窓口(お客様相談窓口)＞

（１）要望・苦情及び虐待防止に関する相談窓口

〇苦情受付窓口（担当者）

管理者　兼　主任相談支援専門員	堀井　雅弘
副主任	松田　光子

〇苦情解決責任者	光道園常務理事	堀　　浩二
	朝日一丁目事業所理事	山田　勝久
	朝日事業所理事	村岡　英明

電話番号：０７７８－６２－１２３４　　FAX 番号：０７７８－６２－０８９０

受付時間：9：00～18：00

(2)第三者委員

当事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者及びその家族等は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談する事もできます。

〔第三者委員〕

白　井　尊　志	住所　〒918-8162　鯖江市平井町 18-10-32 電話　０７７８－６２－２８５８
矢　納　正　人	住所　〒918-8162　福井市角原町３２の４２ 電話　０７７６－３８—１７７３
永　松　　真	住所　〒910-3604　福井市グリーンハイツ 2－127 電話　０７７６－９８－２６１１

(3) 行政機関その他苦情受付機関

鯖江市　社会福祉課	所 在 地　　鯖江市西山町１３－１ 電話番号　　０７７８－５３－２２１７ FAX　　０７７８－５１－８１５７ 受付時間　　８：３０～１７：１５

相談支援センターこうどうえん　が提供する指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

事業者住所　　鯖江市和田町９字１－１
事業者名　　　社会福祉法人　光道園　　相談支援センターこうどうえん
代表者氏名　　社会福祉法人　光道園　　理事長　　　荒木博文　　　　　印

説明者氏名　　　相談支援専門員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、相談支援センターこうどうえんが提供する指定特定相談支援（指定障害児相談支援）事業の利用開始に同意しました。

利用者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代理人　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印